

令和5年第3回教育委員会会議録

日時：令和5年3月20日（月）

午前10時開会

場所：教育委員会室

出席委員	委員	西口晶子
	委員	富田昌平
	委員	田村学
	委員	山口友美

出席者	教育長	森昌彦
	教育次長	小宮伸介
	学校教育・人権教育担当理事	伊藤雅子
	教育事務調整担当参事（兼）	
	教育事務所調整担当参事・教育総務課長	家城寛
	教育総務課教育財産管理担当副参事	
	（兼）施設担当副参事	水谷隆彦
	教育研究支援課長	奥田幸伸
	人権教育課長	鈴木武史
	生涯学習課長（兼）	
	生涯学習課津城跡整備活用推進担当副参事	松尾篤

教育長 令和５年第３回教育委員会を開催します。本日の傍聴はございません。
それでは、議案の概要説明をお願いします。

教育次長 本日の議案の概要でございますが、議案第９号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について、議案第１０号 令和５年度津市学校運営協議会委員の任命について、第１１号 令和４年度津市一般会計補正予算（第１６号）＜教委所管分＞についての３件の議案について、ご審議をお願いします。

詳しい内容につきましては、それぞれの担当課長から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

教育長 本日の議案は、お手元の事項書のとおり、議案第９号、議案第１０号及び議案第１１号の３件です。

このうち、議案第１０号、議案第１１号につきましては、津市教育委員会会議規則第１６条第１項第１号及び第２号の規定に該当するため、非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員 （異議なし。）

教育長 それでは、議案第１０号、議案第１１号につきましては、非公開と決定します。

議案第９号 津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について

議案第９号 公開で開催

議案第９号 原案可決

議案第１０号 令和５年度津市学校運営協議会委員の任命について

議案第１０号 非公開で開催

議案第１０号 原案可決

議案第１１号 令和４年度津市一般会計補正予算（第１６号）＜教委所管分＞
について

議案第１１号 非公開で開催

議案第１１号 原案可決

教育長 それでは始めに公開議案の議事に入ります。議案第9号津市教育委員会事務委任等に関する規則の一部の改正について事務局から説明をお願いいたします。教育総務課長。

教育総務課長 議案第9号津市教育委員会事務委任等に関する一部の規則の改正につきまして御説明させていただきます。資料の2枚目が改正文でございます。3枚目が新旧対照表、それ以降が改正前の現在の規則となっております。改正理由としましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体にも同法が適応されること及び同法の改正に伴い、津市個人情報保護条例が廃止され、令和4年12月に津市個人情報の保護に関する法律施行条例が制定されたことから所要の改正を行おうとするものです。改正内容としましては、第5条第4号中、「津市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律および津市の個人情報の保護に関する法律施行条例」に改めるものです。施行期日は令和5年4月1日でございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上です。ご質問等は、ございませんか。よろしいでしょうか。
それでは議案第9号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第9号については、原案どおり承認します。

教育長 それでは非公開議案の審議に入りたいと思います。議案第10号令和5年度津市学校運営協議会委員の任命について、事務局から説明をお願いします。教育研究支援課長。

【非公開】

教育研究支援課長 説明

各委員 質疑

教育研究支援課長 説明

教育長 それでは、学校運営協議会の委員につきまして、議案第10号について、原案どおり承認するということによろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第10号については、原案どおり承認します。

教育長 次に、議案第11号令和4年度津市一般会計補正予算（第16号）＜教育委員会所管分＞につきまして、事務局から説明をお願いします。水谷施設担当副参事。

教育財産管理担当副参事 議案第11号令和4年度津市一般会計補正予算（第16号）＜教育委員会所管分＞につきましてご説明申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,212万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を91億4,418万円としようとするものでございます。恐れ入りますが、5ページをご覧ください。第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費は、2億2,212万1,000円の増額で、学校施設維持補修事業2億2,212万1,000円の増額は、国の令和4年度補正予算第2号による補助決定がありました令和5年度予算で実施予定であった東橋内中学校、西橋内中学校の長寿命化改修工事に係る工事請負費などの増でございます。以上で説明を終わらせていただきます。御審査の程よろしくお願い申し上げます。

教育長 説明は以上でございます。質問等はございませんでしょうか。

田村委員 この補正予算案はどのタイミングで議会に上がりますか。

施設担当副参事 この補正予算は、3月の追加補正で最終日に上程されます。

田村委員 当初予算にもこれが上がっているのですか。

施設担当副参事 はい。令和4年11月9日付で国の文科省の方から、5年度にする事業を積極的に前倒ししてくださいというような依頼がございまして、申請をしまして内定を受けるまでの結果が、当初予算時点で不明であったことから、5年度事業をするために当初予算には計上したのですが、内定が1月27日で交付決定が2月16日にきているのですが、繰越予算の申請も行わなくてはいけないので、繰越予算の承認が来たのが3月9日ということで、当初予算に間に合わないスケジュールでございまして、この補正予算に上げさせてい

ただくというような内容でございます。それでさらに当初で計上させるとなると二重計上になりますので、また新年度令和5年度の補正予算で減額をさせていただく予定でございます。

田村委員 分かりました。確認だけでしたので、当初予算はとりあえずこのまま置いておいて一時的に二重計上になりますが、あとで補正をするということですね。

施設担当副参事 そのとおりでございます。

教育長 説明は以上です。ご質問等は、ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは議案第11号について、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

各委員（異議なし）

教育長 ご異議なきようですので、議案第11号については、原案どおり承認します。それでは以上で本日の案件は全て終了いたしました。その他で何かございますでしょうか、よろしいですか。それではこれで、令和5年第3回教育委員会を閉会させていただきます。